

## 社会福祉充実計画について

### 1. 社会福祉充実計画とは

社会福祉法人は公費等を原資とする介護報酬や措置費・委託費により社会福祉事業等を運営しており、一方公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられています。

こうした法人の公益性を考慮し、内部留保（利益剰余金）の実態を明らかにし国民に対する説明責任を果たすことが義務付けられるようになった。

このことから、各社会福祉法人は社会福祉充実残額を算定し、充実残額が生じた場合は、社会福祉充実計画を策定し、その計画に基づき内部留保を有効に使用することになる。端的にいうと「内部留保のうち事業継続に必要でない財産を再投下対象資産としてとらえ、それを計画的に社会福祉サービスに再投下し、地域に還元させるための仕組みを制度化したもの」ということができる。

### 2. 社会福祉充実計画の一連の手順

社会福祉充実残額の算定→社会福祉充実計画原案の作成→（地域協議会等からの意見聴取）→公認会計士・税理士等からの意見聴取→評議員会の承認→所轄庁への申請→所轄庁の承認後、計画に基づく事業実施

（ ）は地域公益事業を行う時

### 3. 社会福祉充実残額の算定

算定式 ①活用可能な財産－（②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等＋③再取得に必要な財産＋④必要な運転資金）

① 資産－負債－基本金－国庫補助金等積立金＝その他積立金＋次期繰越活動増減差額

（根拠資料：法人単位貸借対照表）

② 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額－対応基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債

○財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額

何が控除対象財産かどうかの判定基準は別表参照

○対応基本金 基本金明細書の第1号基本金と第2号基本金の当期末残高合計

○対応負債 「1年以内返済予定設備資金借入金」＋「1年以内返済リース債務」＋「設備資金借入金」＋「リース債務」

※計算結果が0未満の場合は0で計算を行う

（根拠資料：財産目録、基本金明細書、法人単位貸借対照表）

③ （ア）将来の建替に必要な費用＋（イ）建替までの間の大規模修繕に必要な費用＋（ウ）設備・車両等の更新に必要な費用

(ア) 建物に係る減価償却累計額×建設単価等上昇率×一般的な自己資金比率  
(イ) 建物に係る減価償却累計額×一般的な大規模修繕費用割合－過去の大規模修繕に係る実績額

(ウ) 財産目録で特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額  
(根拠資料：財産目録、固定資産台帳)

④ 年間事業活動支出の3か月分  
(根拠資料：法人単位資金収支計算書)

特例：主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等

③+④≥年間事業活動支出→②+③+④を控除対象資産

③+④<年間事業活動支出→②+年間事業活動支出を控除対象資産

#### 4 社会福祉充実計画原案の作成

別紙 記載例参照

原則として、計画の実施期間は算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内になる、ただし以下の合理的な理由がある場合は最大10か年度以内とすることができる。

①社会福祉充実残額の規模から5か年度では費消することが困難な場合

②5か年度の計画実施経過後に社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合

#### 5 公認会計士・税理士等への意見聴取

財務の専門家に作成原案についての意見聴取を行う。意見聴取の結果は手続実施結果報告書により確認書提出

※財務の専門家は、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く）で差支えない。

#### 6 地域協議会等からの意見聴取

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合のみ

原則として地域協議会については所轄庁が体制整備を行う。可能な限り既存の会議体を活用

#### 7 評議員会の承認

評議員会の承認により、法人としての社会福祉充実計画案を策定する。

また、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要。

## 8 所轄庁への承認申請

国の様式例を参考に、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに所轄庁に対し申請を行う。(計算書類等や財産目録は財務諸表等電子開示システムで同じく6月30日までに行う)

所轄庁において内容等を精査したうえで承認を行う

## 9 事業実施

所轄庁の承認を得た後、承認社会福祉充実計画に従い事業を実施

計画を変更する場合、変更承認と変更届出

重要な変更なら変更承認、軽微な変更なら変更届出

やむを得ない理由で事業を行うことが困難な場合は所轄庁に社会福祉充実計画の終了承認申請を行う。

### その他

- ・社会福祉充実計画の公表

原則、法人のHPで公表を行うこと。また、財務諸表等電子開示システムを活用して公表を行ってもよい。

- ・社会福祉充実事業に係る実績の公表

毎年度法人のHP等で公表に努めること。

- ・社会福祉充実計画の保存

計画実施期間満了の日から10年間保存すること。

### 財務諸表等電子開示システム

#### 財産目録の作成

〔計算書類・財産目録〕で財産目録を作成→確定ボタンで確定。

#### 社会福祉充実残額算定シート

〔社会福祉充実残額算定シート〕で社会福祉充実残額算定シートに移動  
→〔別添(財産目録)へ移動〕→〔社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録シート)に控除対象財産であるかどうか「○または×」で選択〕→〔算定シートに転記〕ボタンを押す→〔算定シートに戻る〕ボタンを押す→社会福祉充実残額算定シートの白色のセルについて手入力→充実計画の添付→入力不整合がなければ〔現況報告書へ反映ボタン〕を押す→〔社会福祉充実残額算定シート確定〕→現況報告書のセクション12に社会福祉充実残額の総額が自動的に反映。残りの白色のセルについて手入力。

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。	－	
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	

立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	

	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。  法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。(注1)
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	車両運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。

事業区分 間長期貸 付金	他の事業区分への貸付金で貸借対 照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するもの をいう。		法人全体の貸借対照表に は計上されない。
拠点区分 間長期貸 付金	同一事業区分内における他の拠点 区分への貸付金で貸借対照表日の 翌日から起算して入金の期限が1 年を超えて到来するものをいう。		
退職給付 引当資産	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てた 現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り 金積立資 産	長期預り金（注：ケアハウス等にお ける入居者からの管理費等）に対応 して積み立てた現金預金等をいう。		
〇〇積立 資産	将来における特定の目的のために 積み立てた現金預金等をいう。なお、 積立資産の目的を示す名称を付し た科目で記載する。	—	使途目的の定めのない財 産であることから控除対 象とはならない。（注3） ただし、障害者総合支援法 に基づく就労支援事業に よる工賃変動積立資産に ついては、この限りではな い。
差入保証 金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸 人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供 されることが明らかに見 込まれることから、控除対 象となる。
長期前払 費用	時の経過に依存する継続的な役務 の享受取引に対する前払分で貸借 対照表日の翌日から起算して1年 を超えて費用化される未経過分の 金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対 象となる。
その他の 固定資産	上記に属さない債権等であって、貸 借対照表日の翌日から起算して入 金の期限が1年を超えて到来する ものをいう。ただし、金額の大きい ものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供 されるものに限り、控除対 象となる。

(別紙1)

平成〇年度～平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号	
法人代表者氏名									
法人の主たる所在地									
連絡先									
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日									
評議員会の承認年月日									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成〇年度末現在)	1か年度目 (平成〇年度末現在)	2か年度目 (平成〇年度末現在)	3か年度目 (平成〇年度末現在)	4か年度目 (平成〇年度末現在)	5か年度目 (平成〇年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額	
							/		
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)	/							/	
本計画の対象期間									

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						
	小計					

	小計					
4か年度目						
	小計					
5か年度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
	計画の実施期間における事業費合計							
	財源構成	社会福祉充実残額						
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
	その他							

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

### 5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
----------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

**6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由**

--

## 社会福祉充実計画記載要領

### 1. 基本的事項について

- ① 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日  
地域協議会の開催日など、意見聴取を行った年月日を記載すること。
- ② 公認会計士・税理士等の意見聴取年月日  
確認書に記載の年月日を記載すること。
- ③ 会計年度別の社会福祉充実残額の推移  
本計画の対象となる社会福祉充実残額の総額（確定額）を記載するとともに、計画の実施期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額及び当該残額の推移（見込額）を記載すること。  
また、社会福祉充実事業に充てない社会福祉充実残額がある場合には、6のとおり、理由を記載した上、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。
- ④ 本計画の対象期間  
本計画の対象期間は、所轄庁の承認見込日以降を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期とすること。

### 2. 事業計画

1か年度目～5か年度目（又は10か年度目）までの間に、どのような事業に、それぞれいくらかを使用するかを記載すること。

なお、例えば、2か年度目から事業を開始し、4か年度目に終了するなど、事業の始期及び終期、各年の事業費規模は法人の任意で定めることが可能であること。

また、「既存・新規の別」欄については、既存事業の充実を図るための事業を行う場合には「既存」と、新たに既存事業以外の事業を行う場合には「新規」と記載すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

「検討結果」欄には、それぞれの項目ごとに社会福祉充実残額を活用する又は活用しない理由を記載すること。

#### 4. 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。
- ② その他については、寄付金その他の利用料収入等が想定し得ること。
- ③ 事業費については、2の事業計画及び5の事業の詳細の計数と一致していること。

#### 5. 事業の詳細

- ① 「事業名」欄については、法人が任意で定めたものを記載すること。
- ② 「主な対象者」欄については、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者の別を基本として、法人が任意で記載すること。
- ③ 「想定される対象者数」欄については、事業費積算上の対象者数として差し支えないこと。
- ④ 「事業の実施地域」欄については、事業を利用することができる者の住所地を特定して記載すること。

また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。

- ⑤ 「事業の実施時期」欄については、計画策定時点で想定している事業の開始時期から終期までの期間を記載すること。
- ⑥ 「事業内容」欄については、どのような者を対象に、どのような福祉サービスを、どの程度の頻度で、いつまでの期間行うのかを記載すること。

なお、具体的な事業内容は、地域の実情を踏まえ、法人が自主的に判断すべきものであるが、例えば次表のような取組が考えられること。

第1順位：社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給</li><li>・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給</li><li>・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ</li><li>・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備</li><li>・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備</li><li>・ 低所得者に対する低廉な住居の供給</li><li>・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等</li></ul>
第2順位：地域公益事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置</li><li>・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援</li> <li>・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり</li> <li>・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け</li> <li>・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援</li> <li>・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援</li> <li>・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり</li> <li>・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援</li> <li>・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援</li> <li>・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等</li> </ul>
第3順位：その他公益事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給</li> <li>・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給</li> <li>・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ</li> <li>・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備</li> <li>・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等</li> </ul>

⑦ 「事業の実施スケジュール」欄については、各年における事業の到達見込みを記載すること。

⑧ 「事業費積算」欄については、詳細な計算式は不要であり、人件費〇円、備品購入費〇円、雑役務費〇円といったおおよその内訳を記載すれば足りること。

なお、公認会計士・税理士等に対する意見聴取に係る費用など、社会福祉充実計画策定に係る費用は、当該事業費として積算して差し支えないこと。

⑨ 「地域協議会等の意見と反映状況」欄については、地域協議会で示された主な意見と、当該意見について、事業の中にどのように反映したかを記載すること。

#### 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

社会福祉充実計画については、原則として、社会福祉充実残額の全額について、5か年度以内の計画の実施期間に活用しなければならないものであるが、これにより難い合理的な理由がある場合には、その理由を記載すること。

この場合、合理的な理由とは、例えば、次のような理由が想定されるものであり、合理的な理由なく社会福祉充実残額の一部を社会福祉充実事業に充当せず、又は計画の実施期間を延長することは認められないこと。

① 社会福祉充実残額が多額であるため、5か年度の計画の実施期間内に事業を完了することが非効率かつ困難であること。

- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に償消することが困難であること。
- ③ 計画の実施期間満了後に新規の事業拡大、既存建物の建替等を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的ではないこと。
- ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画の実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。

(別紙1-参考②)

平成29年度～平成33年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0123456789123				
法人代表者氏名	福祉 太郎							
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2							
連絡先	03-3595-2616							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成29年6月10日							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成29年6月13日							
評議員会の承認年月日	平成29年6月29日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (平成32年度末現在)	5か年度目 (平成33年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円	
本計画の対象期間	平成29年8月1日～平成34年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000千円

	小計					24,000 千円
2か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
3か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
4か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
5か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
合計					100,000 千円	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
職員育成事業	計画の実施期間における事業費合計	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
単身高齢者のくらしの安心確保事業	計画の実施期間における事業費合計	19,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	75,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	19,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	75,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍5年以上の職員	
想定される対象者数	50人	
事業の実施地域	-	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	2か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	3か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	4か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	5か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50万円×職員10人(単年度)×5か年=2,500万円	
	合計	25,000千円(うち社会福祉充実残額充当額25,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	-	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	・社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・事業の利用希望者の募集
	2か年度目	・利用者に対する支援の実施
	3か年度目	・利用者に対する支援の実施
	4か年度目	・利用者に対する支援の実施
	5か年度目	・利用者に対する支援の実施 ・地域支援事業等へのつなぎ

事業費積算 (概算)	人件費 800 万円 (単年度) × 5 か年 = 4,000 万円 旅費 200 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,000 万円 賃料 100 万円 (単年度) × 5 か年 = 500 万円 光熱水費 20 万円 (単年度) × 5 か年 = 100 万円 その他事業費 280 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,400 万円 初度設備購入費 500 万円	
	合計	75,000 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 75,000 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

**6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由**

## 7.7 社会福祉充実残額算定シートを入力する

ここでは社会福祉充実残額算定シートを作成します。作成の手順については、次のとおりです。

《手順1》 財務諸表等入力シートのトップページで①〔社会福祉充実残額算定シート作成〕ボタンを押してください。

社会福祉法人 財務諸表等入力シート バージョン: 2017.02.01

平成28年度		ユーザーID BZCXXX	ヘルプ
現況報告書	勘定科目	計算書類、財産目録	社会福祉充実残額算定シート
現況報告書作成	勘定科目作成	計算書類、財産目録作成	社会福祉充実残額算定シート作成
シートへ移動	シートへ移動	シートへ移動	シートへ移動
現況報告書作成	勘定科目作成	計算書類、財産目録作成	社会福祉充実残額算定シート作成
現況報告書仮確定解除	勘定科目確定解除	計算書類、財産目録確定解除	社会福祉充実残額算定シート確定解除

入力完了していません。まだ届出はできません。

《手順2》 ①〔シートへ移動〕ボタンを押して、〔社会福祉充実残額算定〕シートに移動してください。

社会福祉法人 財務諸表等入力シート バージョン: 2017.02.01

平成28年度		ユーザーID BZCXXX	ヘルプ
現況報告書	勘定科目	計算書類、財産目録	社会福祉充実残額算定シート
現況報告書作成	勘定科目作成	計算書類、財産目録作成	社会福祉充実残額算定シート作成
シートへ移動	シートへ移動	シートへ移動	シートへ移動
現況報告書作成	勘定科目作成	計算書類、財産目録作成	社会福祉充実残額算定シート作成
現況報告書仮確定解除	勘定科目確定解除	計算書類、財産目録確定解除	社会福祉充実残額算定シート確定解除

入力完了していません。まだ届出はできません。

《手順3》 〔社会福祉充実残額算定〕シートが表示されます。最初に①〔別添（財産目録）へ移動〕ボタンを押してください。

トップページへ戻る **① 別添（財産目録）へ移動** リーダ 現況報告書作成

### 社会福祉充実残額算定シート

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産 (a)	10,000,000
負債 (b)	3,000,000
基本金 (c)	1,000,000
国庫補助金等特別積立金 (d)	20,000
合計 (a-b-c-d)	5,980,000

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

未入力（必須入力）です。必ず入力してください。（※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」）  
 計算式が設定されており、入力することはできません。  
 未入力です。（未入力の場合は計算での算定となります）  
 金額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

《手順4》社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）シートが表示されます。このシートには、すでに入力した財産目録の内容が反映されていますので、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等かどうかを①〔控除対象〕欄から「○または×」で選択してください。

トップページに戻る		算定シートに戻る		社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）				別添シートに戻る		(別添)
平成29年3月31日現在										
平成29年3月31日現在										
貸借対照表科目	場所・数量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	(単位：円)	控除対象	控除対象額	(単位：円)
I 資産の部										
II 有形資産										
現金預金	○銀行 普通		開設資金			10,000		×		
			小計			10,000				
有価証券	○有価証券		債			2,000		×		
			小計			2,000				
事業未収金	未収金		未収金			3,000		×		
事業未収金			小計			3,000				
未収金								×		

《手順5》控除対象とする科目のプルダウンから「○」を選択すると、①〔控除対象額〕欄に金額が入ります。控除対象の選択が完了したら、②〔算定シートに転記〕ボタンを押して、社会福祉充実残額算定シートに控除対象額を反映させてください。（○が付された財産の貸借対照表価額が社会福祉充実残額算定シートの2.「社会福祉法に基づく事業活用している不動産等」（1）財産目録における貸借対照表価額欄に転記されます。）

《手順6》③〔算定シートに戻る〕ボタンを押して、社会福祉充実残額算定シートに戻ります。

トップページに戻る		算定シートに戻る		社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）				算定シートに戻る		(別添)
平成29年3月31日現在										
平成29年3月31日現在										
貸借対照表科目	場所・数量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	(単位：円)	控除対象	控除対象額	(単位：円)
I 資産の部										
II 有形資産										
現金預金	○銀行 普通		開設資金			10,000		×		
			小計			10,000				
有価証券	○有価証券		債			2,000		×		
			小計			2,000				
事業未収金	未収金		未収金			3,000		○		3,000
事業未収金			小計			3,000				
未収金								×		

《手順7》社会福祉充実残額算定シートでは、白色のセルについて値を入力していきます。黄色のセルは計算書類シートを参照して値が入っていますので入力不要です。

社会福祉充実残額算定シート													
<b>1. 「活用可能な財産の算定」</b>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産 (a)</td> <td>10,000,000</td> </tr> <tr> <td>負債 (b)</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>基本金 (c)</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金等特別積立金 (d)</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>合計 (a-b-c-d)</td> <td>5,980,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	資産 (a)	10,000,000	負債 (b)	3,000,000	基本金 (c)	1,000,000	国庫補助金等特別積立金 (d)	20,000	合計 (a-b-c-d)	5,980,000	<p>手入力（必須入力）するセルです。（※社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）</p> <p>計算式が設定されており、入力することはできません。</p> <p>手入力するセルです。（未入力の場合は計算での算定となります）</p> <p>合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。</p>
項目	金額												
資産 (a)	10,000,000												
負債 (b)	3,000,000												
基本金 (c)	1,000,000												
国庫補助金等特別積立金 (d)	20,000												
合計 (a-b-c-d)	5,980,000												
<b>2. 「社会福祉法に基づき事業に活用している不動産等」</b>													
(1) 財産目録における貸借対照表価額													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計 (a)</td> <td>5,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	合計 (a)	5,000,000									
項目	金額												
合計 (a)	5,000,000												
(2) 対応負債													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計 (b)</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	合計 (b)	1,000,000									
項目	金額												
合計 (b)	1,000,000												

<b>(3) 合計</b>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産目録合計 (a)</td> <td>5,000,000</td> </tr> <tr> <td>対応負債合計 (b)</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>対応基本金 (c)</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金等特別積立金 (d)</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>合計 (a-b-c-d)</td> <td>467,834</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	財産目録合計 (a)	5,000,000	対応負債合計 (b)	1,000,000	対応基本金 (c)	1,000,000	国庫補助金等特別積立金 (d)	20,000	合計 (a-b-c-d)	467,834																																																					
項目	金額																																																																
財産目録合計 (a)	5,000,000																																																																
対応負債合計 (b)	1,000,000																																																																
対応基本金 (c)	1,000,000																																																																
国庫補助金等特別積立金 (d)	20,000																																																																
合計 (a-b-c-d)	467,834																																																																
<b>3. 「再取得に必要な財産」</b>																																																																	
<b>(1) 将来の建替費用</b>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>財産の名称等</th> <th>取得年度</th> <th>延べ総面積（㎡） （当該年度末4位を 以降記入）</th> <th>建設時自己資金</th> <th>大規模修繕費</th> <th>減価償却累計額</th> <th>①建設工事費 （フルシー）</th> <th>②一般約1㎡当 の概算 (a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>aa01</td> <td>2012</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,002</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>aa02</td> <td>2013</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>131</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>aa03</td> <td>2000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12,313</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>aa04</td> <td>2014</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>512,315</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>aa05</td> <td>2017</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,213</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>aa03</td> <td>2000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12,313</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>aa04</td> <td>2014</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>512,315</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	財産の名称等	取得年度	延べ総面積（㎡） （当該年度末4位を 以降記入）	建設時自己資金	大規模修繕費	減価償却累計額	①建設工事費 （フルシー）	②一般約1㎡当 の概算 (a)	aa01	2012				1,002			aa02	2013				131			aa03	2000				12,313			aa04	2014				512,315			aa05	2017				15,213			aa03	2000				12,313			aa04	2014				512,315			
財産の名称等	取得年度	延べ総面積（㎡） （当該年度末4位を 以降記入）	建設時自己資金	大規模修繕費	減価償却累計額	①建設工事費 （フルシー）	②一般約1㎡当 の概算 (a)																																																										
aa01	2012				1,002																																																												
aa02	2013				131																																																												
aa03	2000				12,313																																																												
aa04	2014				512,315																																																												
aa05	2017				15,213																																																												
aa03	2000				12,313																																																												
aa04	2014				512,315																																																												

《手順8》充実計画を記載したファイルを添付します。

➤ ファイルの添付

(1) ①「添付」ボタンを押してください。添付可能なファイルの種類は PDF、Microsoft Excel、Microsoft Word のみとなります。

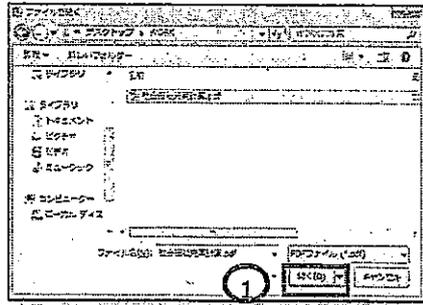
※ 充実計画の添付

1
添付
[ 取り出し | 削除 ]

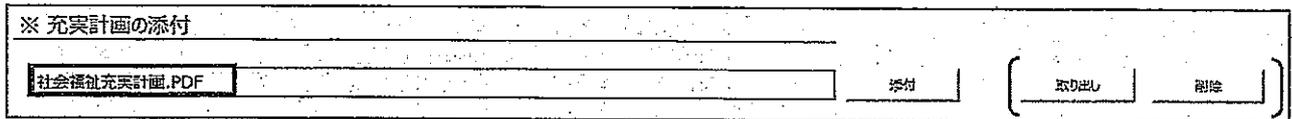
「添付」ボタンを押して、充実計画に記載したファイルを添付します。  
 添付可能なファイルの種類はPDF、Microsoft Excel、Microsoft Wordのみとなります。  
 添付した充実計画のファイルを取り出してPC端末上に保存するには「取り出し」を利用します。  
 添付した充実計画のファイルを入力シートから削除するには「削除」を利用します。

シート名を選択

(2) ダイアログが表示されますので①「開く」ボタンを押してください。



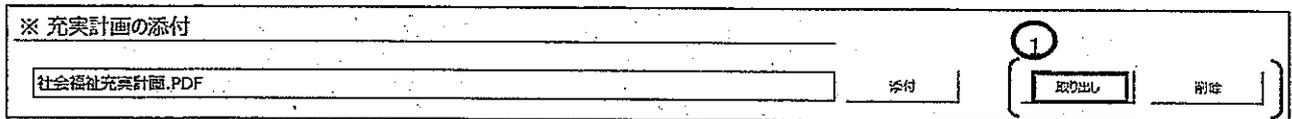
(3) ファイルが添付されると ファイル名が表示されます。



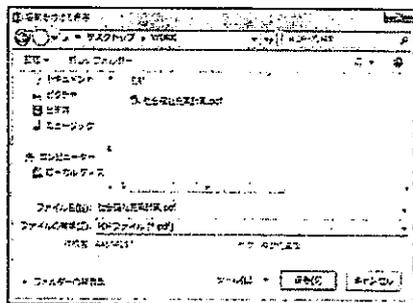
➤ ファイルの取り出し (必須の手続きではありません)

本システムから充実計画が記載されたファイルを取り出して、P C 端末上に保存する場合などに利用できる機能です。

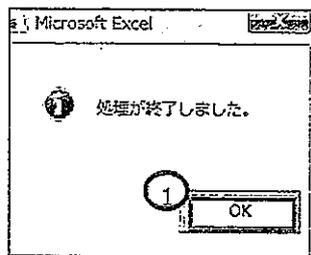
(1) ①〔取り出し〕ボタンを押してください。



(2) 取り出すファイル名の保存場所を指定する画面が表示されます。ファイル名は元のファイル名が初期表示されます。適切な保存先と保存するファイル名を入力の上、①〔保存〕ボタンを押してください。



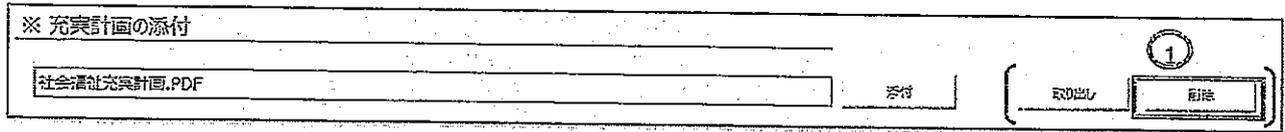
(3) 取り出しが正常に終了すると、次の画面が表示されます。①〔OK〕ボタンを押してください。



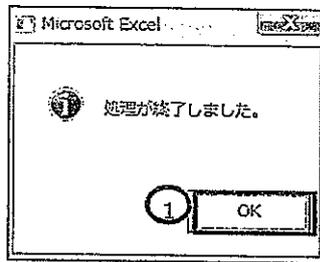
➤ 添付したファイルの削除（必須の手続きではありません）

本システムから充実計画が記載されたファイルを削除する機能です。

(1) ①[削除]ボタンを押してください。



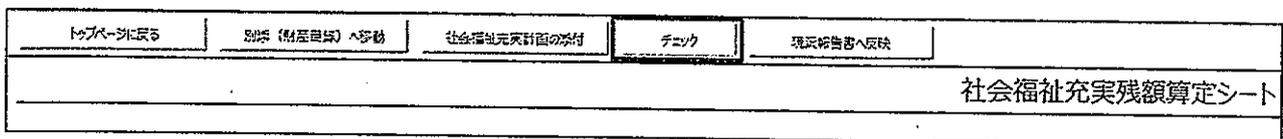
(2) 削除が正常に終了すると、次の画面が表示されます。①[OK]ボタンを押してください。



(参考) ファイルが正常に削除されるとファイル名が消去されます。



《手順9》 入力が終わりましたら ①[チェック]ボタンを押してください。

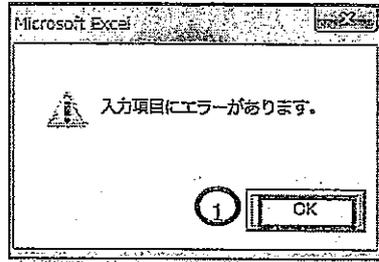


《手順10》 チェックが完了した場合は、①[OK]ボタンを押してください。



<入力内容に不整合があった場合>

- (1) 上記の《手順 9》の チェックの結果、入力内容に不整合があった場合、次の画面が表示されます。①〔OK〕ボタンを押してください。



- (2) 財務諸表等入力シートのトップページに自動的にジャンプします。トップページの「メッセージ」欄にエラーメッセージが表示されているのを確認してください。

社会福祉法人 財務諸表等入力シート バージョン：2017.02.01

平成28年度			ユーザーID BZCXXX	ヘルプ
現況報告書	勘定科目	計算書類、財産目録	社会福祉充実残額算定シート	財務諸表等入力シート全体
現況報告書作成	勘定科目作成	計算書類、財産目録作成	社会福祉充実残額算定シート作成	入力完了
シートへ移動	シートへ移動	シートへ移動	シートへ移動	入力完了していないので、まだ届出はできません。
現況報告書修正確定	勘定科目確定	計算書類、財産目録確定	社会福祉充実残額算定シート確定	
現況報告書仮確定解除	勘定科目確定解除	計算書類、財産目録確定解除	社会福祉充実残額算定シート確定解除	入力完了取消
① <b>メッセージ</b> BZCXXX 算定シート 数値で入力されていません。				

- (3) 表示されているエラーメッセージ①の青い文字をクリックすると、社会福祉充実残額算定シートの不整合のある箇所が表示されます。

社会福祉充実残額算定シート

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産 (a)	00000
負債 (b)	5,000,000
基本金 (c)	1,000,000
国庫補助金等特別立金 (d)	20,000
合計 (a - b - c - d)	5,980,000

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(1) 不動産目録における取得対価存在額

合計 (a)	5,000,000
--------	-----------

(2) 対応負債

項目	金額

手入力 (必須入力) するセルです。 (\*「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」標準版では、)

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。(未入力の場合は標準での算定となります)

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

- (4) 上記の《手順 9》の チェックの結果、入力内容に不整合がなくなるまで実行してください。



